建ペい率に関する許可手続き要領

1. 事前相談

許可申請の手続きにあたっては、関係資料を持参のうえ、計画調整局建築指導部建築企画課(市役所庁舎3階)に事前相談を行うこと。

なお、基本計画の了承にあたっては、資料の提出後現地調査等を行ってから判断するため、資料の 提出だけでの了承はできません。

2. 事前相談に必要な資料

- (1) 付近見取図 (縮尺 1/1000 程度)
- (2) 敷地測量図
- (3)壁面線指定概略図
- (4) 現況写真

道路、現況建物、空地の状況が把握できるようにすること。

(5) 建築計画図

3. 基本計画の提出

基本計画については、次に掲げる図書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 付近見取図 (縮尺 1/1000 程度)
- (2) 壁面線指定概略図
- (3)配置図 (縮尺 1/200 以上)
- (5) 各階平面図 (縮尺 1/200 以上)
- (6) 2面以上の立面図 (縮尺 1/200 以上)
- (7) 2面以上の断面図 (縮尺 1/200 以上)
- (8) 主要構造部の詳細図 (耐火リスト)

4. 基本計画の了承

基本計画の協議は、建築審査会(通常毎月第1月曜日)の前月の第1金曜日までに終了すること。

5. 許可申請書の提出

許可申請書については、次に掲げる図書又は書面を作成し、提出すること。

- (1) 許可申請書
- (2) 委任状
- (3) 添付図書

	図書の種類	縮尺	明示すべき事項等
1	設計概要書	_	申請者名、敷地の位置、建築物の用途、構造、階数
			敷地面積、建築面積、延べ面積
			都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に定める地域地区
2	用途地域図	_	_

3	付近見取図	1/1000 程度	方位、道路、目標となる地形、地物
4	配置図	1/200 (1/300)	縮尺、方位、敷地境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員
		以上	壁面線の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別
			建築物の位置、用途及び隣地境界線からの後退距離
5	各階平面図	1/200 (1/300)	縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置
		以上	
6	2面以上の立面図	1/200 (1/300)	縮尺、開口部の位置
		以上	
7	2面以上の断面図	1/200 (1/300)	縮尺、軒及び庇の出、軒の高さ、建築物の高さ
		以上	
8	シックハウス対策	_	「確認申請書作成の手引き」の「確認申請書添付図書の明
	関係図書		示事項について」のうち、シックハウス対策関係図書の項
			を参照すること。
9	構造詳細図		縮尺、主要構造部の仕様
	(耐火リスト)		
10	日影図	1/200 (1/300)	建築基準法施行規則 (昭和 25 年建設省令第 40 号) 第 1 条の
		以上	3第1項の表(へ)項に掲げる日影図
	道路現況図	1/500	真北ライン
			(財)大阪市建築技術協会建築確認検査センターで販売して
			いる 1/2500 の白地図を 1/500 に拡大して使用する。
11	敷地面積、建築面積	1/200 (1/300)	_
	延べ面積求積図	以上	
12	その他		
	敷地の現況及び建	築物の用涂、規模	形態等により市長が必要と認める資料。

敷地の現況及び建築物の用途、規模、形態等により市長が必要と認める資料。

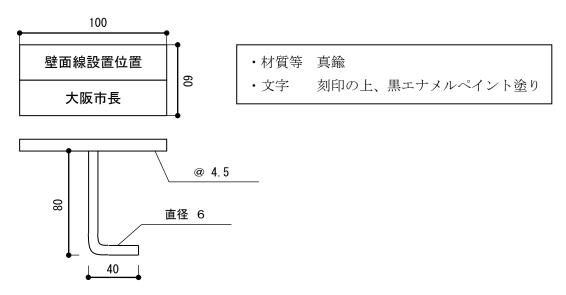
(例) 官民境界明示書

%なお、 $1\sim11$ の各図書は、図書右下に設計者の氏名を記入し捺印すること。

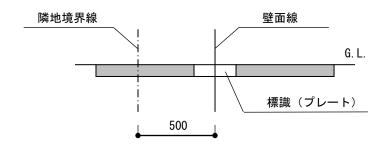
6. 標識 (プレート) の仕様

許可基準に定める標識 (プレート) は、次によるものとする。

(1) 形状、寸法



(2) 設置方法



(3) 設置位置

